（様式５）

最終更新日：令和　8年　10月　30日

一般社団法人日本パラバレーボール協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	・「中長期計画」を策定している。 ・「中長期計画」をHPにて公開している。 ・ホームページにて本協会の理念、ビジョンを掲げ公表している。 ・中長期計画においては、年度ごとに見直しを図り修正したものを公表している。 ・参考URL：http://www.jsva.info/	1「中長期計画」 2「中長期計画表」
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	・「中長期計画表」の中に「組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画」を書き込んだ。 ・「中長期計画」をHPにて公開している。 ・参考URL：http://www.jsva.info/	2「中長期計画表」
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	・2014年度から「決算報告」「収支予算表」「助成金報告書」を作成し、ホームページで公開している。 ・財務の健全性確保に関する計画を「中長期計画表」に書き込んだ。 ・参考URL：http://www.jsva.info/	3「経理規程」 4「決算報告」(HPより) 5「収支予算表」(HPより) 6「助成金報告書」(HPより) 2「中長期計画表」
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・外部理事目標割合を２５％以上とし、外部理事２名に就任していただき、目標を達成した。 ・女性理事の目標割合を４０％以上とし、２名の女性理事に週にしていただき目標を達成した。今後は内部理事に女性の登用を考えて行きたい。	7「役員選任規程」 8「役員名簿」
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	・当協会は、一般社団法人であり一般財団法人等ではないので評議委員会はない。	なし
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	・アスリート委員については性別・地域性等を考慮した委員選考としている。 ・アスリート委員会の意見を組織運営に反映させるため、アスリート委員会第３条にて理事会へ意見を具申できるようにしている。	8「役員名簿」 9「アスリート委員会規程」 10「アスリート委員名簿」

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・「理事会」を開催している。 ・理事の人数においては定款第19条により、３名以上としている。現在の理事総数は５名である。 ・当協会の登録者数はコロナ禍以前には、例年300名程度なので理事数としては適切であると考える。本来であれば各ブロックごとでの理事の選出が望ましいと考えるが、現状では代表理事・東日本・西日本・外部理事２名の理事を選出している。 ・参考URL：http://www.jsva.info/	8「役員名簿」 11「定款」（HPより）
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・当協会では、理事の就任時の年齢については70歳未満としている。	7「役員選任規程」 8「役員名簿」
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	・当協会は、「定款」第23条において役員の任期を記載し、役員については「役員選任規程」により選任している。 ・「役員選任規程」についてはこの度組成した。 ・参考URL：http://www.jsva.info/	11「定款」(HPより) 7「役員選任規程」 8「役員名簿」
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・役員候補者選考委員会は本年度１０月に組成。	7「役員選任規程」
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	・「倫理規程」ならびに「倫理に関するガイドライン」を策定している。 ・職員の雇用に関する就業規則を策定している。	12「倫理規程」 13「倫理に関するガイドライン」 14「就業規則」

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	「役員選任規程」「アスリート委員会規程」「定款」「倫理規程」「監事監査規程」「会員規程」「常務理事会規程」「委員会規定」「強化委員会規定」「事務局規程」「事務分掌規程」「経理規程」「倫理委員会規程」「コンプライアンス委員会規程」を当協会の組織運営に関する規程として策定している。 ・参考URL：http://www.jsva.info/	7「役員選任規程」 9「アスリート委員会規程」 11「定款」(HPより) 12「倫理規程」 15「監事監査規程」 16「会員規程」 17「常務理事会規程」 18「委員会規定」 19「強化委員会規定」 20「事務局規程」 21「事務分掌規程」 22「経理規程」 23「倫理委員会規程」 24「コンプライアンス委員会規程」
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・当協会の組織運営に関する規定を策定している。 ・参考URL：http://www.jsva.info/	11「定款」(HP) 16「会員規程」 25「情報公開規程」 26「個人情報保護規定」 27「文書取扱規程」 28「リスク管理規定」 29「国際文書取扱規程」 30「公印管理規程」 31「処分規程」 32「スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程」
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・当協会は、職員の採用については「事務局規程」にて策定している。 ・報酬については「定款」第25条のとおりではあるが、「役員報酬規程」を令和８年10月をめどに策定予定。 ・参考URL：http://www.jsva.info/	11「定款」(HP) 20「事務局規程」 14「就業規則」 33「賃金規程」
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・「経理規程」を策定している。 ・「寄付金に関する規程」を策定。	16「会員規程」 22「経理規程」 34「寄付金に関する規程」

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・「会員規程」を策定している。 ・「オフィシャルスポンサー規程」を策定している。	16「会員規程」 35「オフィシャルスポンサー規程」
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	・「選手選考委員会規程」を策定し、第３条第３項に基づき、理事会において学識経験者を含む選手選考委員を選任してる。 ・「日本代表選手選考要領」「日本代表選手選考規程」を策定しているが、一部改訂を行った。合わせて「強化指定選手認定規程」を策定した。 ・「日本代表選手選考要領」「日本代表選手選考規程」に基づき、公平に選考している。 ・選手の権利保護については、「日本代表選考規程」第6条異議申し立てで定め、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って解決されるものとする。	36「選手選考委員会規程」 37「日本代表選手選考要領」 38「日本代表選手選考規程」 39「強化指定選手認定規程」
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	・「公認審判員規程」を策定している。 ・なお、この規定は公認審判員の資格の取得について定めているものである。 ・大会への派遣については、JPVA審判部に登録された審判に対して審判部長から協力依頼し、参加可能な審判が大会での審判を担当することとなっている。	40「公認審判員規程」
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	・理事の一人が弁護士であり、日常的にはその理事に相談や問い合わせが出来ている状況である。 ・役職員には定期的にJPC主催の研修会を受講し、インテグリティの向上に努めている。 ・法律関係については理事の山下環氏に、会計関係は「梅田会計事務所」にお願いし、専門的なサポートを構築している。	8「役員名簿」
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	・「倫理委員会規程」「倫理規程」「倫理に関するガイドライン」「処分規程」を策定しその役割を担っていた。 ・令和３年５月に「コンプライアンス委員会規程」を策定。 ・コンプライアンス委員会については、本年度組成した。 ・委員会には女性委員を配置してる。	24「コンプライアンス委員会規程」
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	・令和３年５月に「コンプライアンス委員会規程」を策定。 ・コンプライアンス委員会は、現在委員の選定を行っている。 ・「コンプライアンス委員会」設置の際には、有識者の登用を検討していく。また、女性委員１名も配置することとする。 ・コンプライアンス委員会においては、コンプライアンスの推進に係る方針策定や啓発に関する事項及びコンプライアンス違反への対応等について審議することとする。	24「コンプライアンス委員会規程」

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・当協会では、コンプライアンスに関しての研修会等は開催していないが、JOCやJPCからのコンプライアンスに関する情報を適宜伝えることによって教育を行っている。 ・役職員には定期的にJPC主催の研修会を受講し、コンプライアンスの強化に努めている。 ・今後については、少なくとも年１回協会主催のコンプライアンス研修会を開催できるよう計画していく。	・コンプライアンス研修資料
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・法律関係については理事の近藤弁護士に、会計関係は「梅田会計事務所」にお願いし、専門的なサポートを構築している。 ・現状では、JPC主催のインテグリティ研修を代用させてもらっている。	・インテグリティ研修資料
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・当協会では、コンプライアンスに関しての研修会等は開催していないが、JOCやJPCからのコンプライアンスに関する情報を適宜伝えることによって教育を行っている。 ・今後については、少なくとも年１回協会主催のコンプライアンス研修会を開催できるよう計画していく予定ではあったが開催できていない。	・コンプライアンス研修資料
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・法律関係については理事の山下弁護士に、会計関係は「梅田会計事務所」にお願いし、専門的なサポートを構築している。	8「役員名簿」
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・「経理規程」「監事監査規程」を策定している。 ・当協会においては、財務・経理の処理については専門の会計事務所と契約し適切な会計処理を行っている。 ・監査報告書については、会計監査に加え業務運営に関する監査も実施し、組織の適正性に関する監査報告書を作成している。	11「定款」(HP) 15「監事監査規程」 22「経理規程」 41「監事名簿」 ・監査報告書
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・「経理規程」を策定している。 ・国庫補助金等の利用に関して、当協会経理規程に則り、法令・ガイドライン等を遵守し、適正な会計処理を行っている。 ・参考URL：http://www.jsva.info/	11「定款」(HP) 22「経理規程」 ・男女交付決定通知書 ・JPC手引き書
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・2014年度から「決算報告」「収支予算表」「助成金報告書」を作成し、ホームページで公開している。 ・参考URL：http://www.jsva.info/	4「決算報告」(HP) 5「収支予算表」(HP) 6「助成金報告書」(HP) 22「経理規程」

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・日本代表選手選考要領及び日本代表選手選考規程内の選考基準に則り、選手選考員会規程により代表選手の選考及び決定を行っており、各規程についてはガバナンスコード内の掲載内容のみとなっている。 代表選手選考に伴う情報については、選手個々に提示する。 選考対象者については、個々に説明を行っている。 ・参考URL：http://www.jsva.info/	36「選手選考委員会規程」 37「日本代表選手選考要領」 38「日本代表選手選考規程」
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・以下のページにて情報を開示している。 ・参考URL：http://www.jsva.info/	
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	・「倫理規程」第4条3項による。 ・令和３年５月に「利益相反規程」「利益相反ポリシー」を策定。 ・参考URL：http://www.jsva.info/	12「倫理規程」 42「利益相反規程」 43「利益相反ポリシー」
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	・令和３年５月に「利益相反規程」「利益相反ポリシー」を策定。	42「利益相反規程」 43「利益相反ポリシー」
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	・通報窓口については、当協会ホームページに「相談窓口」として開設している。 ・プライバシーの保護等については設置規程に明記している。 ・情報の取扱い、情報管理については、設置規程第5条、第６条に明記している。 ・相談者に対する不利益な取り扱いがないよう、設置規程第５条・第６条に明記してる。 ・通報制度等の研修についてはこれまで実施したことがないので、年１回の開催を目標に実施することとする。	33「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程 12「倫理規程」 24「倫理委員会規程」
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程及び倫理規程、倫理委員会規程により運用している。 ・通報制度の運用体制については、弁護士・学識経験者を整備してる。	32「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程 12「倫理規程」 23「倫理委員会規程」
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	・懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続については「処分規程」第２条から第９条により定めている。 ・「処分規程」についてはwebサイトにて周知している。 ・「聴聞の機会」については、「処分規程」第８条に則る。 ・処分の結果については、処分対象者に対し処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続きの可否、その手続きの期限等が記載された書面にて告知することとしている。	44「処分規程」

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	・「処分規程」を策定している。 ・「倫理委員会規程」は策定しているが、委員会は設置されていないため、令和8年10月をめどに委員会を設置する。	44「処分規程」 23「倫理委員会規程」
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・自動応諾については「定款」にて策定している。 ・「処分規程」第11条、「日本代表選手選考規程」第6条等にて、日本スポーツ仲裁機構の活用も記載している。なお、申立期間については制限は設けていない。 ・参考URL：http://www.jsva.info/	11「定款」(HP) 38「日本代表選手選考規程」 44「処分規程」
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・これまで不祥事事例はない。 ・「処分規程」第9条2項（７）にて、処分決定書の中に不服申し立ての手続きや申立期間等を含むよう明記している。	44「処分規程」
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	・「リスク管理規程」を策定している。 ・「危機管理マニュアル」を策定している。 ・「危機管理マニュアル」に不祥事対応の一連の流れを含んでいる。 ・「危機管理マニュアル」に、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでいる。	28「リスク管理規程」 45「危機管理マニュアル」
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・過去4年以内に不祥事は発生していないため該当なし。	
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・過去4年以内に不祥事は発生していないため該当なし。	

審査項目通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・地方組織を有していないため、該当しない。	
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・地方組織を有していないため、該当しない。	